

1. 国の動向

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとをつなぐの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

2. 市町村地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備することを内容としたもの。

3. 弘前市地域福祉計画策定の経緯

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、地域福祉計画の策定が努力義務化（これまでは任意）されたことに伴い策定しようとするもの。

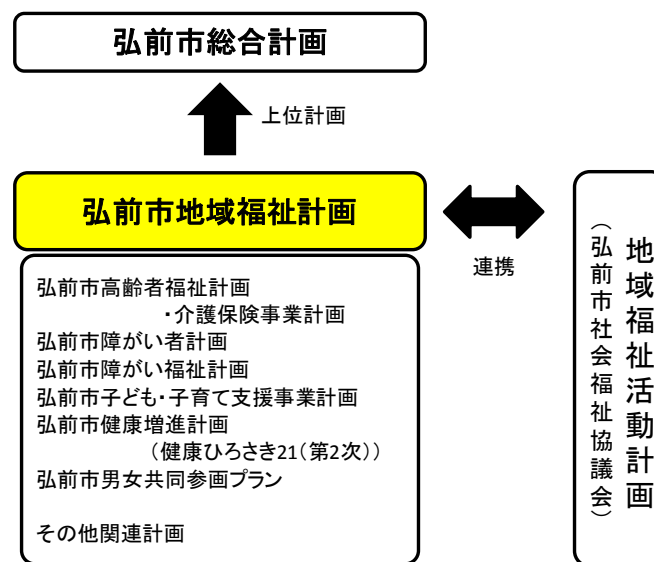
4. 計画の位置付け

- 市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画と整合を図り、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けた指針として本計画を推進する。
- 各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部を持って、地域福祉計画の一部と見なす。
- 弘前市社会福祉協議会が今後策定することとしている「地域福祉活動計画」との連携も図る。

5. 計画の期間

- 本計画の期間は、2018（平成30）年度～2022年度の5年とする。
- 期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行う。

《イメージ図》



6. 計画の構成

第1章 計画の概要

- ・ 1 計画策定の背景及び目的
- ・ 2 計画の位置付け
- ・ 3 計画の期間
- ・ 4 計画の策定体制

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- ・ 1 地域福祉計画を取り巻く現状
- ・ 2 弘前市の現状
- ・ 3 地域福祉の課題
- ・ 4 現状と課題のまとめ

第3章 基本理念と基本目標

- ・ 1 基本理念
- ・ 2 基本目標
- ・ 3 施策の体系
- ・ 4 施策と評価指標

第4章 計画推進のための方策

- ・ 1 計画推進のための体制
- ・ 2 計画の周知と進捗状況の公表
- ・ 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

7. 現状と課題を踏まえた計画の基本理念及び基本目標

<基本理念>

ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる
地域共生社会の実現

○包括的に受け止めるための相談体制の構築

- 生活困窮や引きこもりなど、多様化する地域課題への対応
 - 「待ち」の姿勢ではなく、早期発見・早期支援の実施の必要性
 - 分野別・年齢別等の縦割りから丸ごとへの転換
 - 医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的な確保の必要性
 - 分かりやすい情報発信の検討
- ☆制度の狭間への対応などの各分野横断的に対応可能な体制の構築
⇒ 「丸ごと」の推進

基本目標 1 社会全体で支える地域福祉の推進

- ☆1) 相談体制の充実と関係機関の連携強化
- ☆2) 保健・医療・福祉の一体的連携
- 3) 情報提供体制の充実

○すべての人が参加する相互扶助の実現について

- 「支え手」「受け手」の関係を超えた支え合い
 - 家族や地域における相互扶助機能の低下、地域住民のつながりの希薄化
 - 地域住民が気軽に利用できる福祉活動の交流拠点づくりの必要性
- ☆自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進
⇒ 「我が事」の推進

基本目標 2 地域で支え合う環境づくりの促進

- ☆1) 地域課題の解決力の強化
- 2) 地域での見守りと助け合いネットワークの充実
- 3) 災害時の要支援者の把握と支援体制の整備

○地域や福祉を担う人材の育成について

- 人口減少による地域の人材(担い手)不足の顕著化と地域基盤の脆弱化
 - 地域活動への関心の低下
 - 地域活動と地域活動への参加を希望する地域住民とのミスマッチング
 - 自主的な活動による地域コミュニティの活性化
- ☆地域コミュニティの強化や新たな人材の発掘 ⇒ 人材育成

基本目標 3 地域福祉を支える担い手の育成・確保

- ☆1) 福祉意識の醸成
- ☆2) 多様な担い手の育成
- 3) 地域行事等を通じた市民交流の促進

○個人に寄り添った福祉サービスの提供

- 健康で生きがいのある生活が送れるサービスの提供
 - 高齢化に伴い高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加
 - 住み慣れた地域で暮らすために必要とされるサービスの提供
 - 高齢者・障がい者・児童の横断的な福祉施設の活用
- ☆支援を必要とする人の権利が尊重され、適切なサービスを受けられる体制の整備 ⇒ 福祉サービスの提供

基本目標 4 包括的なサービスの提供

- 1) 健康寿命の延伸
- 2) 自立支援と権利擁護の推進
- 3) きめ細かなサービスの提供と質の向上
- 4) 社会活動への参画支援

☆：特に重点的に取り組む事項

8. 地域住民、事業者、行政の各主体の役割

地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んで行くことが必要となることから、本計画に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置づけしようとするもの。

◇地域住民の役割

- ・ 地域住民同士の日常的な交流
- ・ 町会や地域で活動する団体などの関心を持ち、活動への理解を深める
- ・ 地域活動、ボランティアなどへの参加
- ・ 見守り、声掛けなどの福祉活動への参加
- ・ 地域を担う人材の発掘
- ・ サービスの受け手に止まらず、担い手として提供する側として積極的に地域に関わっていく意識の醸成
- ・ ひとりで解決できない問題や悩み、不安などの、身近にいる方や相談機関への相談

◇事業者の役割

- ・ 従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり
- ・ 見守り、声掛けなどの福祉活動への協力
- ・ 障がい者、高齢者等の地域住民の活躍の場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進

◇行政の役割

- ・ 地域活動を展開する団体の掘りおこし
- ・ 地域活動団体と行政との連携、団体間のネットワークづくり
(地域住民が活動への興味を持ち、参加へつなげるきっかけづくり)
- ・ 地域福祉や権利擁護などについて理解を深めるための機会の提供
- ・ 地域ニーズを把握した質の高い福祉サービスの提供
- ・ 地域住民の様々な課題に対応した横断的な相談体制の整備
- ・ 関係機関、専門機関との平素からの連携体制
- ・ 積極的な情報発信